

## 株式等の受渡日程の短縮化に関するご案内 (2019年7月16日の取引約定より)

現在、お取引約定日から起算して4営業日目となっている上場株式等の受渡日(決済日)は、2019年7月16日(火)お取引約定分より1営業日早まり、お取引約定日から起算して3営業日目に変更されます。

これに伴い、お買付やご売却の際の入出金も1営業日早まります。

### 受渡日変更のイメージ

	1営業日目	2営業日目	3営業日目	4営業日目
現在	取引約定日 T	T+1	T+2	受渡日 T+3
		4営業日目		
2019年7月16日 取引約定分以降	取引約定日 T	T+1	受渡日 T+2	
		3営業日目		

### <対象商品>

- 国内上場株式
- 外国株式(委託、店頭)
- 外国債券(既発外債)

※国内上場株式には、上場ETF、上場REIT、上場インフラファンド等を含みます。

### <ご留意事項>

- ・お買付の場合、入金期限が1営業日早まります。
- ・ご売却の場合、出金可能日が1営業日早まります。
- ・権利付売買最終日が、権利確定日の4営業日前から3営業日前に変更となります。
- ・国内債券および投資信託等の受渡日は変更されません。

※このため、2019年7月16日以降は、4営業日目以降が受渡日となる投資信託や国内債券を売却して、同日に買付した上場株式等の代金に充当することができなくなります。

- ・株式等の同一銘柄を当該制度変更前の7月12日(金)にお買付けし、当該制度変更後の7月16日(火)にご売却した場合、受渡日がともに7月18日(木)となります。この場合、ご売却代金をお買付け代金に充当することはできません(金融商品取引法で禁止されている差金決済取引となります)ので、お買付け代金のご入金が必要です。